

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」
事業実施計画書

教育委員会名（栃木県教育委員会）

1 提案理由及び目的等

(1) 現状と課題

ア 現状

本県では、高等学校段階における入院生徒への教育保障について、生徒が在籍高等学校とのつながりを保ちながら学習の継続ができるよう、在籍高等学校による指導を軸とした教育支援体制の構築を目指している。

その中で、平成30年度の「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」、令和元・2年度の「高等学校段階における入院生徒への教育保障体制整備事業」を受託し、まずは、自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院（以下、「2つの大学病院」という。）に入院する生徒を中心に、高等学校と特別支援学校及び病院との連携による教育保障の充実に取り組んできた。3年間の取組の中で、入院生徒の状況等に応じた教育支援を模索し、同時双方向型授業や病院での在籍校教員による対面指導、病室へのオンラインによる学校行事の配信等の教育支援を実施した。その結果、2つの大学病院では、高等学校と特別支援学校及び病院の連携体制を構築し、県内外約30名の入院生徒に教育支援を実施することができた。

しかし、効果的な遠隔教育の実施に向けては、主に①一人一人の状況等に応じた遠隔教育の実施、②2つの大学病院以外の病院における理解促進の2つの課題があった。

そこで、令和3年度の「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」を受託し、ICTを活用した遠隔教育等も含め、入院生徒に対する教育支援を充実させることにした。令和3年度の取組については次の3つである。

<取組1>病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査の実施

調査の目的	各病院が行っている病気療養中等の生徒の教育支援の実態を把握することにより、病気療養中等の生徒に対する教育保障の充実に向けた今後の方策を検討するため
調査対象	栃木県内がん診療連携拠点病院等9病院（2つの大学病院を含む）
調査方法	アンケート用紙
調査時期	令和3（2021）年5月24日～7月16日
調査内容	I 令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等について II 教育支援の環境について III 入院した高校生の教育支援や退院時の情報共有を行う上での課題 （自由記述）
回答結果	回答数8病院（回収率：88.9%）

令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等については、既に入院生徒に対する教育支援体制が構築されている大学病院と大学病院以外の病院では、大きな差が生まれていた。また、各病院における遠隔教育を行う環境については、高等学校が遠隔教育を実施する体制を整えることで、入院生徒に対する教育支援の充実を図ることが可能であると分かった。

＜取組 2＞大学病院に入院する生徒への ICT を活用した遠隔教育の充実

2つの大学病院で ICT を活用した遠隔教育を実施した事例は3例である。3例とも在籍校が同時双方向型授業を実施したことにより、入院生徒の学習空白が少なく復学できたり、卒業を見通せることで安心して治療に専念したりすることができた。

＜取組 3＞大学病院以外の病院に入院する生徒や自宅療養中の生徒への ICT を活用した遠隔教育の充実

2つの大学病院以外の病院での支援は1例である。大学病院以外の病院には分教室がないため、高等学校が支援方法等を検討し、生徒・保護者や病院と連携を図って教育支援を実施した。今回の事例では、在籍校がコロナ禍の臨時休業を経験し、ベネッセの Classi を用いて定期的に課題の発信等を行うことにしたため、この入院生徒に対しても Classi を用いた課題の配信や担任との面談を行った。

令和3年度までの4年間の取組の成果として、入院生徒への教育機会の保障については高等学校の理解が進み、2つの大学病院での事例を増やすことができた。また、令和2年度に地域病院向け啓発リーフレットの作成・配布、令和3年度に実態調査の実施により、大学病院以外の病院にも入院生徒への教育保障や退院時の情報共有について周知することができた。

イ 課題

4年間の取組をとおして生徒の治療の状況等に応じた教育支援を提供することで、入院生徒の学習面、心理面への支援が充実してきたが、ICT機器を活用した遠隔教育については次の2つの課題がある。

(ア) 高校への更なる理解啓発

a 学習の質の保障

入院生徒への教育支援について高等学校の理解促進、コロナ禍による遠隔教育実施への抵抗感の軽減により、入院生徒への遠隔教育が行われる事例が増加した。しかし、単に同時双方向型授業を実施するだけでなく、入院生徒が満足できる学習となるよう、その質を保障する必要がある。

b 在籍校教員による入院生徒の学習の理解度の把握

令和3年度に大学病院で同時双方向型授業を実施した在籍校の教員から、2つの大学病院においては、学習支援員が入院生徒の学習状況を把握し、高等学校に報告しているが、それでも入院生徒の理解度を把握することは困難であったと報告があった。在籍校教員がどのような方法をとれば入院生徒の理解度を把握することができるか検討が必要である。また、2つの大学病院以外の病院には、特別支援学校の分教室がなく、学習支援員もいないことから、一層の工夫が必要である。

c 教育支援の円滑な開始

入院期間の短期化により、高等学校は今まで以上に円滑に教育支援を開始することが求められる。生徒が入院することになった場合には、治療の状況や生徒・保護者の希望、高等学校ができること等を早めに確認し、ニーズに応じた教育支援を実施する必要がある。

d 自宅療養中に遠隔教育を行う際の情報の周知

入院生徒は退院後すぐに通常の生活を送ることができないことも多いことから、自宅療養中に遠隔教育を行う際の対応についてまとめ、高等学校が生徒・保護者に周知できるようにする必要がある。

e 単位認定に関する情報の周知

入院生徒の多くは同級生と共に進級・卒業したいという希望を持っている。単位認定については、高校教育課が主管であるため、今後も特別支援教育室と高校教育課が連携して、高等学校に単位認定に関する情報を周知していく必要がある。

(イ) 大学病院以外の病院における教育支援体制の整備

2つの大学病院においては、高等学校と特別支援学校及び病院の連携体制が構築され、円滑に教育支援が実施できるようになってきた。そこで、今後は分教室のない2つの大学病院以外の病院における教育支援も充実させていきたいと考えている。そのための課題は次のとおりである。

a 大学病院以外の病院への理解促進

地域病院向けリーフレットの作成・配布や実態調査を通して事業の周知をしたが、大学病院以外の病院への理解啓発は十分ではない。入院する病院にかかわらず、入院生徒に対し遠隔教育を含めた教育保障がなされるよう環境を整える必要がある。

b 高等学校への好事例の周知

本県が目指す、高等学校が軸となった教育支援を大学病院以外の病院でも実施するためには、高等学校の負担を軽減する必要がある。高等学校が教育支援の好事例を理解し、取組が推進されるよう、特別支援教育室は一層周知していく必要がある。

c 特別支援学校のセンター的機能の活用

高等学校が特別支援学校のセンター的機能を活用できるよう、必要な情報を収集し、特別支援学校の協力を得られる体制を構築したい。病弱特別支援学校は県内に3校あり、そのうち2校では分教室が設置されているので、本校の教員にも入院生徒への教育支援の理解が深まっている。そこで、センター的機能の担当者会議の場で、2つの大学病院における取組について情報共有を図る機会を設ける。それより、特に、分教室が設置されていない病弱特別支援学校1校にも事業の周知をすることで、支援の拡充を図る必要がある。

(2) 目的

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する教育支援を充実させるため、高等学校、特別支援学校及び病院との連携による支援体制を強化するとともに、ICTを活用した遠隔教育や退院後の支援に向けた情報共有等の効果的な実施に向け、調査研究を行う。

具体的には次の2点の取組を充実させていくことを目的とする。

ア 2つの大学病院においては、学習支援員を活用し一人一人の状況に応じた支援を推進し、ICTを活用した具体的事例を蓄積する。その成果を県内の他の病院や他都道府県の病院に入院する生徒への支援に広げていく。

イ 2つの大学病院以外の病院においては、令和3年度に行った実態調査から明らかになった課題を改善する方法を模索し、入院生徒への教育支援や退院時の高等学校との情報共有について理解啓発を図り、入院生徒がどの病院に入院しても入院生徒の治療の状況等に応じた教育支援が行われる環境整備を行う。

2 事業内容

(1) 事業の実施体制

ア 指定校

- ・栃木県立岡本特別支援学校おおるり分教室（自治医科大学附属病院内）／訪問教育実施なし

- ・栃木県立栃木特別支援学校ひばり分教室（獨協医科大学病院内）／訪問教育実施なし

これまでの4年間の取組により、2つの大学病院内にある分教室にそれぞれ配置した学習支援員が高等学校や病院との連絡調整を行ったり、入院生徒の身近できめ細かな支援を行ったりしたことが非常に有効であったことから、令和4年度も、2つの大学病院内にある特別支援学校分教室を指定校として、入院生徒への教育支援を担当する学習支援員を配置する。

学習支援員は、入院生徒への教育支援全般を行うこととし、特にICTを活用した遠隔教育が効果的に実施できるよう、これまでの事例を活用しながら、きめ細かな支援の充実を図る。

さらに、学習支援員は、大学病院だけでなく、大学病院以外の病院に入院する生徒への病状等に応じた指導・支援や遠隔教育の具体的実施方法等に関しても、高等学校教員に対し助言を行う。

イ 会議

(ア) 連絡会議の開催（年3回）

入院する生徒の教育支援に関わる高等学校、特別支援学校、病院の関係者及び教育委員会事務局職員（総合教育センター研究調査部、高校教育課、特別支援教育室の指導主事）が、生徒への支援の取組について共通理解を図るとともに、一人一人の生徒に対する教育支援の充実に向けた検討を行う。

令和2年度までは特別支援教育室が会議を運営してきたが、令和3年度からひばり分教室では分教室による運営が始まったため、令和4年度はおおもり分教室の連絡会議についても分教室による運営とする。特別支援教育室は、必要に応じて高等学校への連絡調整等を行う。

また、分教室のない病弱特別支援学校（足利特別支援学校）の教員の連絡会議への参加を依頼し、2校で行われている教育支援について理解を深め、支援を担えるようにする。

【出席者及び役割分担】

所 属	職 名	役 割
高等学校	教頭 特別支援教育コーディネーター ホームルーム担任 等	・生徒の学習や心理面の状況の報告 ・教室における遠隔授業配信の状況や実施上の課題等 についての情報提供 等
特別支援学校 〔おおもり分教室 ひばり分教室	教頭 分教室主任 学習支援員 等	・会議の運営 ・生徒の学習や心理面の状況の報告 ・ICTの活用状況や課題等についての情報提供 等
足利特別支援学校	センター的機能担当者	・連絡会議に参加し、2つの大学病院における教育支援 について理解 等
病院	医師 看護師 保育士 医療ソーシャルワーカー 事務職員 等	・病気についての正しい知識や病院内連携体制等につ いての情報提供 ・治療の状況に応じた ICT の活用の可能性等につ いての情報提供 等
総合教育センター 研究調査部	指導主事	・ICT機器の整備や効果的な活用方法等についての助言 等
高校教育課	指導主事	・単位認定及び評価等についての情報提供 等
特別支援教育室	指導主事	・事業の進捗状況についての情報提供 ・他都道府県の取組等についての情報提供 等

(イ) 病弱特別支援学校を対象とした情報共有会議の開催（オンライン開催）

2校の学習支援員と分教室のない病弱特別支援学校のセンター的機能担当者の3者が集ま

り、これまで2校の特別支援学校分教室で行ってきた教育支援の事例や遠隔教育実施時の工夫、復学支援会議等の情報を共有する。そのことにより、2校がそれぞれ工夫している点を活用し、大学病院以外の病院における教育支援体制を整備する際にも役立てる。

ウ 他部局・課等との連携

(ア) 栃木県保健福祉部健康増進課

健康増進課主催「栃木県がん対策推進協議会」への特別支援教育室指導主事の出席及び支援状況についての説明 等

(イ) 栃木県保健福祉部医療政策課

自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院における取組状況の共有等

(ウ) 栃木県経営管理部文書学事課

私立高等学校への理解啓発に係る協力（文書発送等）等

(エ) 栃木県教育委員会事務局学校安全課

養護教諭研修会に係る協力（特別支援教育室指導主事による説明）、がん教育における小児がんへの理解啓発等

(オ) 栃木県教育委員会事務局高校教育課

入院生徒への支援の状況等についての情報共有及び課題への対応、高等学校からの問合せへの対応（教育課程の編成、評価、単位認定等）、連絡会議への出席等

(カ) 栃木県総合教育センター研究調査部（情報教育支援担当）

各県立高等学校情報教育担当者への事業の周知、遠隔授業に係る問合せへの対応、連絡会議への出席等

(2) 取組内容

令和3年度までの事業の成果と課題を踏まえ、高等学校段階の病気療養中の生徒に対する教育支援の一層の充実に向け、次の3点の取組を行う。

＜取組1＞2つの大学病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実（継続）

指定校である2校の特別支援学校分教室にそれぞれ学習支援員を配置し、高等学校及び病院との連携により、一人一人の状況等に応じた効果的な遠隔教育を一層推進する。

【学習支援員の配置】

主な資格	配置の目的	人数	活用予定回数	活動内容等
教員免許状	高校生への教育支援に係る業務を本務者と分担する会計年度任用職員を配置する。本務者が主担当として教育支援に当たることで、その技能を身に付け、次年度以降の入院生徒への教育支援に効果的に資する。	2	①*1 週10時間 ×42週 ② 週8時間 ×42週	入院する高校生への自主学習の支援及び高等学校による遠隔教育実施への支援。 *遠隔教育実施への支援に関しては、以下のような内容を行う。 ・ICT機器の貸出 ・機器不具合時の対応 ・遠隔授業に係る高等学校との教材等の授受 ・生徒への教材等の印刷提供 ・遠隔授業実施時の学習状況の確認 ・高等学校及び病院との連絡調整等

*1おおり分教室とひばり分教室に配置する学習支援員については、これまでの教育支援の実施人数等を踏まえ、おおり分教室

には週10時間、ひばり分教室には週8時間の学習支援員を配置する。

特に、次のような内容について、高等学校の組織的な対応や学習支援員のきめ細かな関わり等により工夫改善を行い、具体的事例を蓄積する。

- ア 高等学校における校内支援体制の整備
 - ・窓口となる教員の業務の整理
 - ・効率的な連絡方法の構築
 - ・遠隔授業運営マニュアル（パワーポイント資料）の活用 等
- イ 受信生徒側の支援体制の整備
 - ・高等学校、特別支援学校分教室、病院及び保護者の役割分担
 - ・緊急時の対応 等
- ウ 生徒の病状や治療の状況等に応じた遠隔教育の実施
 - ・病状や体調に応じた遠隔教育の時間や教科の設定
 - ・抗がん剤治療等により授業への参加ができない場合の学習の補充方法の検討 等
- エ 教科の特性等に応じた指導の工夫
 - ・実技を伴う教科や英会話等の指導
 - ・学習支援員の活用による学習状況の確認 等
- オ 評価の工夫
 - ・評価の方法の検討
 - ・単位認定に係る課題の洗い出し及び対応の検討 等
- カ 高等学校及び病院との連携による支援
 - ・時間割変更（高等学校側）や急な治療（病院側）の場合の調整
 - ・教材や提出物の円滑な授受 等

コロナ禍において、遠隔授業について検討したり、実際に遠隔授業を行ったりしたことがある高等学校は増加していると思われる。学習支援員は高等学校が行っている遠隔授業に関する情報を収集し、それを入院生徒への遠隔授業に活かす方法を模索する。また、特別支援教育室は単位修得につながる評価や学習内容の理解度を確認する方法等について、高等学校に聞き取りを行い、情報を取りまとめる。

＜取組2＞2つの大学病院以外の病院に入院する生徒や自宅療養中の生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実（継続）

2つの大学病院以外の病院においては、特別支援学校分教室の学習支援員による直接的な関わりがないことから、高等学校が主体的に保護者と連携を図りながら病院と連絡をとっていく必要がある。そこで、次の2点の取組を推進することとする。

- ア 高等学校及び病院への一層の理解啓発
 - 県立高等学校の教職員を対象とした会議等において、2つの大学病院における取組の好事例を紹介し、入院時の教育支援について理解啓発を図っていく。
 - 令和3年度に実施した実態調査により、令和2年度に入院生徒がいたと回答した病院（2つの大学病院を除く）は2病院であった。そこで、まず、令和2年度に入院生徒がいたと回答した2病院に対して、入院生徒への教育支援について理解啓発を行い、大学病院以外の病院における教育支援体制の整備に努める。また、2つの大学病院で行われている復学支援会議の際に話題となる事柄について説明し、復学支援の必要性について理解啓発を行う。
- イ 特別支援学校のセンター的機能の活用
 - 病弱特別支援学校が専門性を生かし、入院生徒の在籍する高等学校の教員に対して遠隔教育の実施に係る具体的な方法に関する助言等を行うことで、遠隔教育の充実を目指す。そのため、高等学校に対し、特別支援学校のセンター的機能の具体的な活用方法について、これまで以上に周知を図っていく。

また、岡本特別支援学校おおり分教室及び栃木特別支援学校ひばり分教室以外に、病弱特別支援学校である岡本特別支援学校本校と足利特別支援学校においても同様の機能が果たせるよう体制を整えていく。

<取組3>入院生徒・保護者向け電子版リーフレットの作成（新規）

病院で行われる教育支援について、これまでの事例を紹介するリーフレットを作成し、生徒・保護者に入院時等の教育支援について周知を図る。遠隔教育に使用する機器等の写真を掲載し、具体的な支援事例について周知することで、生徒・保護者に病院での教育支援についてイメージを持ってもらうとともに、大学病院以外の病院での教育支援につなげる。

3 事業により見込まれる成果及び普及の方法

(1) 事業により見込まれる成果

ア ICTを活用した遠隔教育の充実及び普及拡大

生徒が遠隔教育により在籍高等学校とのつながりを保ちながら学習を継続することで、生徒の学習意欲の向上や心理的安定に寄与することができる。また、遠隔教育により、在籍高等学校教員の授業を受けることで、生徒の学習の質の向上が図られる。そのような好事例を高等学校間で共有することで、ICTを活用した入院生徒への支援内容や方法がより一層充実していく。

イ 大学病院以外の病院における教育支援体制の整備

大学病院における教育支援の事例を活用し、大学病院以外の病院に入院する生徒への教育支援を実施することで、入院生徒に対する教育支援が充実していく。

また、病院においても、教育支援を実施することにより生徒の学習意欲が高まったり、治療への姿勢が前向きになったりする様子が見られることで、入院中の遠隔教育についての理解が深まっていく。

(2) 普及の方法

高等学校に対しては、これまで同様、県立学校長会議等の各種会議や、県立高等学校教職員（特別支援教育コーディネーター・養護教諭等）を対象とした研修会等において、病気療養中の教育支援の意義について説明するとともにICTを活用した遠隔教育の好事例等について紹介し、一層の理解啓発を図っていく。また、高等学校教員が総合教育センターのICT活用研修を受講したり、高等学校が総合教育センター研究調査部の校内研修サポート事業を利用したりすることで、高等学校の遠隔教育が充実すると考えられる。そのため、総合教育センターとも連携し、多方面から高等学校へアプローチしていく。

2つの大学病院に対しては、引き続き、医師や看護師等による会議の中で周知を図るよう依頼するとともに、生徒が入院している病棟の看護師等に連絡会議への出席を依頼し、入院中の生徒が教育支援を受けることで学習や治療への意欲が増している様子を直接知っていただくことで、理解を深めていく。

2つの大学病院以外の病院に対しては、まずは、令和3年度に実施した実態調査の結果から令和2年度に入院生徒がいた2病院を訪問し、大学病院での教育支援の事例について紹介する。そして、入院生徒への教育支援について理解啓発を図る。

4 事業実施計画

時期	内容	備考
(令和3年度) 4月上旬	第1回県立学校長会議 ・病気療養中の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	県立学校長 76名
5月下旬	特別支援教育研究会 ・病気療養中の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	県立高等学校教頭 69名

5月下旬	県立学校養護教諭研修会 ・病気療養中の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	県立学校養護教諭 96名
7月上旬	第1回連絡会議（ひばり分教室） ・入院高校生への教育支援の現状と課題について（共有） ・具体的支援事例（報告） ・ICTを活用した遠隔教育の成果と課題について（協議）	参加者 14名
7月上旬	県立高等学校特別支援教育コーディネーター研修会 ・事例報告等	県立高等学校特別支援教育コーディネーター （全・定・通）67名
7月中旬	第1回連絡会議（おおるり分教室） ・令和3年度事業について（共有） ・入院高校生への支援状況（共有） ・ICTを活用した遠隔教育の充実に向けて（協議）	参加者 24名
8月下旬	第62回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会 ・「高校生への支援及び学習指導」部門において岡本特別支援学校が入院高校生支援の取組を発表	オンデマンド形式によるオンライン開催
10月中旬	第2回県立学校教頭事務連絡会 ・事業への協力依頼	県立学校教頭 85名
11月下旬	栃木県がん対策推進協議会 ・病気療養中の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	委員 17名 事務局 17名
2月上旬	第3回連絡会議（おおるり分教室） ・令和3年度の支援状況について（報告） ・実態調査の結果について（報告） ・入院高校生に対する教育支援の充実について（協議）	参加者 22名
5月中旬～ 7月中旬	病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査	県内がん診療連携拠点病院等 9病院
7月上旬～ 10月中旬	県立高等学校特別支援教育コーディネーターによる校内研修会（特別支援教育室作成資料を用いて各校で研修を実施）	全県立高等学校教職員
2月中旬～下旬	ひばり分教室における教育支援関係者に対する意見照会 ・獨協医科大学病院における遠隔教育の成果と課題について ・大学病院以外の病院における教育支援体制の構築・充実について	対象 7名
（令和4年度） 4月上旬	第1回県立学校長会議 ・病気療養中等の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	参加見込み 県立学校長 75名
5月中旬	第1回連絡会議（おおるり分教室・ひばり分教室）	参加見込み おおるり 26名 + α ひばり 18名 + α
5月下旬	県立高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会 ・事例報告等	参加見込み 県立高等学校 （全・定・通）68名
5月下旬	県立学校養護教諭研修会 ・病気療養中の生徒に対する教育支援に関する理解啓発	参加見込み： 県立学校養護教諭 100名
6月中旬	病弱特別支援学校を対象とした情報共有会議 （オンライン開催） ・おおるり分教室・ひばり分教室で行われている教育支	参加見込み： 学習支援員 2名 （おおるり・ひばり）

	援、遠隔教育実施時の工夫、復学支援会議等に関する情報共有	足利特別支援学校 センター的機能担当者
8月上旬	入院生徒・保護者向けリーフレットの作成・配布	送付先： 県内がん診療連携拠点病院等 県内県立・私立高等学校等 他都道府県等
9月中旬	第2回連絡会議（おおり分教室・ひばり分教室） ・生徒に対する支援の状況についての共有 ・課題の改善に向けた協議	参加見込み おおり 26名 + α ひばり 18名 + α
10月中旬	第2回県立学校教頭事務連絡会 ・事例報告等	参加見込み： 県立学校教頭 85名
1月上旬	第5回県立学校長会議 ・2年間の取組の成果報告	参加見込み： 県立学校長 75名
1月中旬	第3回連絡会議（おおり分教室・ひばり分教室） ・生徒に対する支援の状況についての共有 ・成果報告	参加見込み おおり 26名 + α ひばり 18名 + α

※備考の「+ α 」は、入院している生徒の在籍県立高等学校の出席者数

5 所要経費

共通様式1に記載。第三者に再委託を行う場合は、共通様式2に記載。

6 連絡担当者

所属 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室

役職 指導主事

住所 (〒320-8501) 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

氏名 細井 智美

電話番号 028-623-3381

E-mail アドレス tokubetsu-shien@pref.tochigi.lg.jp

所要経費について

組織名
栃木県教育委員会

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
人件費	1,988,326 円	学習支援員報酬 10 時間×42 週×@2,620 円 = 1,100,400 円 8 時間×42 週×@2,620 円 = 880,320 円 学習支援員社会保険料 労災 1,980,720 円×3.84/1,000 = 7,606 円
諸謝金		
旅費	531,200 円	学習支援員通勤手当 4日×2名×42週×@700円 = 235,200円 在籍高等学校教員の対面指導に係る旅費 5校×8名×4回×@1,500円 = 240,000円 連絡会議出席に係る旅費 2校×6名×3回×@1,000円 = 36,000円 文科省主催連絡協議会出席に係る旅費 4名×1回×@5,000円 = 20,000円
借損料		
印刷製本費		
消耗品費	254,590 円	ノートパソコン 2 台×99,550 円 = 199,100 円 セキュリティ対策ソフト 2 個× 6,820 円 = 13,640 円 タブレットスタンド 3 個× 5,470 円 = 16,410 円 USB ハッドセット 3 個× 8,480 円 = 25,440 円
図書購入費		
会議費		
通信運搬費	193,588 円	BIGLOBEモバイル月々基本料金 2台×12か月×@550円 = 13,200円 BIGLOBEモバイル月々通信料 (30ギガ) 2台×12か月×@7,205円 = 172,920円 BIGLOBEモバイル初期費用 2台×@3,734円 = 7,468円
雑役務費		
再委託費		
計	2,967,704 円	

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。

共通様式 2

組織名

(1) 第三者への再委託に関する事項

※委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。

※再委託先 1 か所につき、それぞれ様式の表を作成し、「再委託の相手方の住所及び氏名」「再委託を行う業務の範囲」「再委託の必要性」「再委託金額（単位：円）」を記載すること。

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	

(2) 履行体制に関する事項

再々委託の相手方の住所及び指名	
再委託を行う業務の範囲	

会計年度任用教育職員等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱第5条の規定に基づき、県立学校に配置する会計年度任用職員のうち、次に掲げる職員（以下「会計年度任用教育職員等」という。）の採用等に関し、必要な事項を定める。

(1) 非常勤講師

- (2) 非常勤養護助教諭
- (3) スクールカウンセラー
- (4) 特別支援学校の非常勤学校看護師

(公募)

第2条 前条各号に規定する会計年度任用教育職員等の採用に当たっては、県ホームページへの掲載等により広く募集する。

(選考)

第3条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等の選考は、面接等、校長が必要と認める方法により行う。

(資格)

第4条 第1条各号に規定する会計年度任用教職員等の資格は次のとおり定める。

(1) 非常勤講師及び非常勤養護助教諭

教育職員普通免許状を所有している者又は取得見込みの者

(2) スクールカウンセラー

次のアからエのいずれかに該当する者

ア 公認心理師

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ 精神科医

エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をす
る者に限る）の職にある者又はあった者

ただし、次のアからウのいずれかに該当する者をスクールカウンセラーに準ずる者として任用する。

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

- (3) 特別支援学校の非常勤学校看護師
正看護師の免許を有する者

(従事業務)

第5条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等の従事業務は次のとおり定める。

- (1) 非常勤講師
主に授業、その他校長から委嘱された業務
- (2) 非常勤養護助教諭
児童生徒の救急処置、保健指導、健康診断の管理等
- (3) スクールカウンセラー
生徒等へのカウンセリング及び教育相談体制の充実
- (4) 特別支援学校の非常勤学校看護師
主治医の指示に基づき、対象幼児・児童・生徒への医療的ケアの実施等

(採用の内申について)

第6条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等を任用する場合には、次のとおり、栃木県教育委員会に内申書類等を提出しなければならない。

- (1) 非常勤講師及び非常勤養護助教諭
非常勤講師の採用は校長の内申に基づいて行う。校長が採用内申をするときは、次の書類を添え、当該任用予定日前7日までに高校教育課長を通じて教育長あてに行うものとする。なお、特別支援学校においては、学部ごとに作成する。

ア 内申書 様式1

臨時免許状で申請する場合で、他に普通免許状を所有する者については、その免許状の種類も記入する。

イ 履歴書

ウ 健康診断書（結核健診結果を含む）

エ 免許状授与証明書又は免許状写（校長の確認証明を要する。）

なお、免許状を有しない非常勤講師（いわゆる特別非常勤講師）の場合は、教育職員免許法第3条の2第2項の規定による届出（栃木県教育職員免許状に関する規則別記様式第13号）の写

オ 勤務時間割振表 様式2

カ 勤務条件明示書 様式3

- (2) スクールカウンセラー

スクールカウンセラーの採用は校長の内申に基づいて行う。校長が採用内申するときは、次の書類を添え、当該任用予定日前7日までに高校教育課長を通じて教育長あてに行うものとする。

ア 内申書

- イ スクールカウンセラーの資格等に関する届
- ウ 健康診断書（結核健診結果を含む）
- エ 公認心理師登録証、臨床心理士資格認定書等の写（校長の確認証明を要する。）
- オ 勤務条件明示書

(3) 特別支援学校の非常勤学校看護師

特別支援学校の非常勤学校看護師の採用は校長の内申に基づいて行う。校長が採用内申するときは、次の書類を添え、当該任用予定日前7日までに特別支援教育室長を通じて教育長あてに行うものとする。

- ア 内申書 様式1
- イ 履歴書
- ウ 健康診断書（結核健診結果を含む）
- エ 看護師免許状の写（校長の確認証明を要する。）
- オ 勤務時間割振表 様式2
- カ 勤務条件明示書 様式3

(定数)

第7条 非常勤講師の定数は職員定数内とし、定数計算は各人について次のとおりとする。

定数	0.1	0.2	0.3	0.4
免許状種別				
普通免許状所有者	週当たり時間 1～4	週当たり時間 5～8	週当たり時間 9～12	週当たり時間 13～16
臨時免許状所有者及び 免許状を有しない者	週当たり時間 1～5	週当たり時間 6～10	週当たり時間 11～15	週当たり時間 16～18

(任用期間)

第8条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日以内の期間とする。

(勤務時間)

第9条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等の勤務時間は次のとおり定める。

(1) 非常勤講師及び非常勤養護助教諭

非常勤講師の勤務は原則として授業時間数で定めるものとし、1週間の勤務時間は様式2により校長が定める。1週間の担当時数の最高限度は、普通免許状所有者は16時間、臨時免許状所有者及び免許状を有しない者は18時間とする。非常勤養護助教諭の勤務については非常勤講師に準ずるものとする。

ただし、長期休業中に勤務は割り振られない。長期休業中を除き、学校行事が行われる場合及び台風等により児童生徒が臨時休業となった場合、次のア、イのとおりとする。

ア 学校行事が行われる場合、学校行事が行われる時間には勤務時間が割り振られる。
なお、同日中の勤務時間の割振り変更は可能とする。また、別の学校行事が行われる
日の勤務時間を当該学校行事の日に振り替えることも可能とする。

イ 台風等により児童生徒が臨時休業となった場合、様式2により定められた時間に、
校長から勤務を命じられた場合、必要な業務に従事するものとする。

(2) スクールカウンセラー

スクールカウンセラーの勤務は、4時間又は1日（7時間45分）を単位とし、原則
として、週当たり7時間45分、年36週とする。勤務日及び勤務時間は校長が定める。

(3) 特別支援学校の非常勤学校看護師

特別支援学校の非常勤学校看護師の勤務は、原則として、1日6時間、1週5日、年
40週とする。勤務日及び勤務時間は校長が定める。

(報酬)

第10条 第1条各号に規定する会計年度任用教育職員等の報酬は次により支給するものと
する。

(1) 非常勤講師

ア 医師、歯科医師及びこれらに準ずる者で教育委員会が定めるもの

1時間当たり 8,910円

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びこれらに準ずる者で教育委員会
が定めるもの

1時間当たり 2,620円

ウ その他の非常勤講師

普通免許状所有者

1時間当たり 2,620円

臨時免許状所有者及び免許状を有しない者

1時間当たり 2,320円

1時間当たりの単価にその月の授業担当総時数を乗じて得た額を支給月額とする。

(2) 非常勤養護助教諭

非常勤養護助教諭の報酬については、第10条(1)のウを準用するものとする。

(3) スクールカウンセラー

公認心理師、臨床心理士の両方又はいずれかの資格を有する者

1時間当たり 5,000円

公認心理師、臨床心理士のいずれの資格も有しない者

1時間当たり 3,500円

1時間当たりの単価にその月の勤務総時数を乗じて得た額を支給月額とする。

(4) 特別支援学校の非常勤学校看護師

1時間当たり 1,470円

1時間当たりの単価にその月の勤務総時数を乗じて得た額を支給月額とする。

(出勤簿)

第 11 条 第 1 条各号に規定する会計年度任用教育職員等の出勤簿は、様式 4 を用いる。

- (1) 勤務した日は、その日の授業担当時数または勤務時数を勤務時間の欄に記入する。
- (2) 出張命令簿により出張した日は出張と表示し、その日の勤務時数を記入する。この場合出張した日に勤務時間が割振られていないときは、1 週間の勤務総時数を 5 で除して得た数（端数切上げ）とする。
- (3) 承認を受けた休暇は、休暇の名称（有給か無給かを併記）と時間数を表示欄に記入する。この場合、その日に割り振られた授業担当時数または勤務時数を超えることはあり得ない。
- (4) 勤務しないときは、出勤簿は空白にしておく。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、会計年度任用教育職員等に関し、必要な事項は、高校教育課長が別に定める。ただし、特別支援学校の非常勤学校看護師については特別支援教育室長が別に定める。

附則

令和 3 (2021) 年 4 月 1 日に改正する。

令和4(2022)年度単価表

目 次

1	報 酬 単 価	1
2	旅 費 単 価	1
3	燃 料 費 単 価	2
4	印 刷 物 単 価	2
5	車 両 用 単 価	5
6	人 件 費 単 価	6

(注) 報酬及び旅費以外については、別途消費税相当額を加算すること

1 報 酬 単 価

職 種 区 分		予 算 単 価						月 額 以 外
		月 額 （ 上 段 ： フ ル 、 下 段 ： パ ー ト ）						
		週 当 た り の 勤 務 時 間	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	
1 種	一定の資格や経験を前提に単独での判断が求められる業務に従事するもの	38時間45分	171,700	177,000	182,200	185,500	188,700	1 時間 1,265円
		30時間	132,929	137,032	141,058	143,612	146,090	
2 種	資格・経験を要するその他の業務に従事するもの	38時間45分	160,100	163,100	165,900	168,900	171,700	1 時間 1,180円
		30時間	123,948	126,270	128,438	130,761	132,929	
3 種	資格・経験を要しないその他の業務に従事するもの	38時間45分	150,600	152,800	154,900	157,600	160,100	1 時間 1,110円
		30時間	116,593	118,296	119,922	122,012	123,948	
労務	軽作業等に従事するもの	38時間45分	146,100	147,200	148,400	149,500	150,600	1 時間 1,077円
		30時間	—	—	—	—	—	

(注1) 年間を通じて雇用する場合の雇用日数は、243日以内とする。

(注2) 日額は、月額以外欄の予算単価に1日当たりの勤務時間を乗じて算出すること。

(例) 職種区分労務で1日(7時間45分勤務)の場合 1,077円×7.75h=8,346円

(注3) 地域手当は、月額支給対象者のみ支給。本表の額に3.5%を乗じて算出すること(円未満切捨)。

(注4) 期末手当は、月額支給対象者のみ支給。本表の額に(注3)で算出した地域手当を加えた額に、1年目の場合は1.56月を、2年目以降は2.4月を乗じて算出すること。

(注5) 退職手当は、月額支給対象者(フル)のみ支給。本表の予算単価(月額)に0.5022月を乗じて算出すること。

(注6) 本表は標準的な職についてのものであり、また、(注4)及び(注5)は通年採用を想定したものであることから、これによらない場合は、別途人事課に確認した額により算出すること。

2 旅 費 単 価

(単位：円)

旅 行 区 分	単 価	旅 行 区 分	単 価
県 内 旅 行 日 戻	1,900	北 海 道 (2泊)	72,800
同 (公用車使用)	0	青 森 (2泊)	54,100
県 内 旅 行 (1泊)	13,700	東 北 (1泊)	33,300
同 (公用車使用)	11,800	北 陸 (1泊)	42,400
管 内 旅 行 日 戻	1,100	福 井 (2泊)	59,300
同 (公用車使用)	0	中 部 (1泊)	38,600
東 京 日 戻	10,700	近 畿 (1泊)	48,600
同 (1泊)	23,800	中 国 (2泊)	69,300
関 東 ブ ロ ッ ク 日 戻	9,500	四 国 (2泊)	69,200
同 (1泊)	22,100	九 州 (2泊)	82,300

3 燃料費単価

品名	規格	単位	予算単価	備考
ガソリン	レギュラー	ℓ	142円	
軽油		〃	125円	
重油	A	〃	74円	大型ローリー渡し
灯油		〃	78円	

4 印刷物単価

(印刷実績のあるものは、実績を参考に算出すること。また、下表の設定と異なる場合にも類似の印刷物の実績を参考とすること)

(1) 白黒

① 頁物

印刷規格 A4、B5

紙質 上質55kg

納期 50日

上記を基準とした場合の1頁当たりの単価表 (単位：円)

規格 部数	オフセット		ダイレクト	
	A4	B5	A4	B5
500 まで	7,500	6,800	3,900	3,500
1,000 まで	8,200	7,400	4,700	4,300
2,000 まで	9,900	8,000	7,000	5,900
3,000 まで	11,800	10,600	9,300	7,700
5,000 まで	15,500	13,700	13,500	11,300
10,000 まで	23,000	18,900	24,600	20,500
10,000 超	1.90/部	1.40/部	2.46/部	2.13/部

(注) トレース、図表を含む場合は、20～50%程度増額する。

[算出例]

○ オフセット A4、12,000部で50頁もの場合

$$23,000円 \times 50頁 + 1.90 \times 2,000部 \times 50頁$$

$$= 1,340,000円 (1部当たり 111.67円)$$

② 端物（紙質 上質 5 5 kg） （単位：円）

規 格 部 数		オフセット		
		B 4	B 5	A 4
一色 刷片 面	1,000まで	23,400	16,100	19,100
	5,000まで	35,200	25,700	26,300
	10,000まで	52,500	31,500	36,800
	10,000超	3.60/部	2.20/部	2.50/部
二色 刷片 面	1,000まで	32,500	22,700	26,500
	5,000まで	45,200	34,100	34,700
	10,000まで	66,200	42,000	47,300
	10,000超	4.60/部	2.90/部	3.30/部

〔算出例〕

○ A 4、2色刷両面、12,000部の場合

$$(47,300円 + 3.3 \times 2,000部) \times 2面 = 107,800円$$

(1部当たり 8.98円)

(2) 4 Cカラー

① ポスター

印刷規格 B 2 （原稿修正有り）

紙 質 コート紙 1 3 5 kg

納 期 5 0 日

上記を基準とした積算価格表

(単位：円)

規 格		オフセット	規 格	
部 数		B 2	部 数	
			B 2	
1,000	まで	118,000	7,000	まで
3,000	まで	163,000	10,000	まで
5,000	まで	209,000	10,000	超
				20.00/部

〔算出例〕

○ 12,000部の場合

$$315,000円 + 20.0 \times 2,000部 = 355,000円 (1部当たり 29.58円)$$

② リーフレット

印刷規格 A3 二つ折り (A4仕上げ) (原稿修正有り)

紙 質 コート紙57.5kg

納 期 30日

上記を基準とした積算価格表

(単位：円)

規 格 部 数	オフセット	規 格 部 数	オフセット
	A 4		A 4
1,000 まで	74,000	7,000 まで	138,000
3,000 まで	109,000	10,000 まで	164,000
5,000 まで	119,000	10,000 超	12.80/部

③ 頁物

印刷規格 A4 本文40頁(80頁) (原稿修正有り) 無線綴

紙 質 表紙・コート紙86.5kg 本文・コート紙57.5kg

納 期 50日

上記を基準とした1頁あたりの単価表

(単位：円)

規 格 部 数	オフセット	規 格 部 数	オフセット
	A 4		A 4
1,000 まで	20,000 (19,000)	7,000 まで	37,000 (33,000)
3,000 まで	25,000 (19,000)	10,000 まで	45,000 (40,000)
5,000 まで	31,000 (28,000)	10,000 超	2.2/部 (1.9/部)

※電子データ提供時は上記の金額に8掛け

[算出例]

○ オフセット A4、12,000部で40頁もの場合

$$45,000円 \times 40頁 + 2.2 \times 2,000部 \times 40頁$$

$$= 1,976,000円 (1部当たり 164.67円)$$

5 車 両 用 単 価

(単位：円)

車 種	保 険 料 (自 賠)	公 課 費 (重 量 税)	手 数 料 (車 検 手 数 料)
乗 用 車 (2000cc 以上) (1.5 t ~ 2 t 以下)	(27,180) 20,010	(49,200) 32,800	1,600
同 (1500cc ~ 2000cc未満) (1 t ~ 1.5 t 以下)	(27,180) 20,010	(36,900) 24,600	1,600
同 (1500cc 未満) (1 t 以下)	(27,180) 20,010	(24,600) 16,400	1,600
ラ イ ト バ ン (1500cc 以上) (2 t ~ 2.5 t 以下)	(23,150) 14,280	(19,800) 9,900	1,600
同 (1500cc 未満) (2 t 以下)	(23,150) 14,280	(13,200) 6,600	1,600
軽 自 動 車	(26,760) 19,730	(9,900) 6,600	1,500
二 輪 車 (250cc 超)	9,270	3,800	1,100
同 (125cc ~ 250cc 以下)	9,770	-	-
同 (50cc ~ 125cc 以下)	8,850	-	-
同 (50cc 以下)	8,850	-	-
ト ラ ッ ク (6 t ~ 8 t 以下)	(36,710) 21,130	(65,600) 32,800	1,600
同 (4 t ~ 6 t 以下)	(36,710) 21,130	(49,200) 24,600	1,600
同 (4 t 以下)	(36,710) 21,130	(32,800) 16,400	1,600
バ ス (7 t ~ 8 t 以下)	12,630	32,800	1,600
マイクログラス (7 t 以下)	12,630	28,700	1,600
ジープ型車両 (特 種 車) (3 t 以下)	22,450	24,600	1,600

- (注) 1 この表にない車種については、別途積算されたい。
- 2 ()内は、乗用車及び軽自動車は36ヵ月、ライトバン及びトラックは24ヵ月の保険料、公課費を示したものである。
- 3 公課費は、重量が判明しない車両更新時に用いるものとし、それ以降は、重量に応じた単価により積算されたい。
- 4 車検手数料について、自動車の検査登録等をオンラインで一括申請するワンストップサービス(OSS)を利用する場合は、単価1,400円として積算されたい。(軽自動車、二輪車を除く。)
- 5 自動車リサイクル法の施行に伴うリサイクル料金については、各自動車メーカーのホームページにより確認されたい。
- 6 13年、18年経過した車両は重量税が増税となるので、別途積算されたい。

6 人 件 費 単 価

区 分	職 務 内 容	単 価
管理職A	おおむね20名程度の部下職員を指揮監督する職務	年額 8,179千円
管理職B	おおむね5～10名程度の部下職員を指揮監督する職務	年額 6,627千円
主任級	上席の係員の職務	年額 5,423千円
主事級	係員の職務	年額 5,175千円
労務職	単純な労務	年額 4,468千円
嘱託職員	週30時間の非常勤勤務	年額 2,349千円
事務補助員	年間を通じたアルバイト職員 常勤・非常勤職員の業務に対する補助	年額 1,957千円

(注) 単価には、社会保険料及び福利厚生費を含む。

総第 865 号
令和 3(2021)年 3 月 31 日

各課室所館長 様

栃木県教育委員会教育長

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する要綱」の改正について

このことについて、別添のとおり改正し、令和 3(2021)年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

〔 総務課企画調整担当（人事・給与）
TEL 028-623-3349 〕

会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の給与並びに費用弁償及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 新たに採用される第1号職員(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第8号。以下「条例」という。)第2条に規定する第1号職員をいう。以下同じ。)の月額により定める報酬の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額に、その者の1週間当たりの通常の勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 第1種 171,700円
- (2) 第2種 160,100円
- (3) 第3種 150,600円

2 新たに採用された年度の翌年度以降、人事評価(当該職に係るものに限る。)に基づき引き続いて採用される場合における第1号職員の月額により定める報酬の額は、当該職に在職した年数(以下「経験年数」という。)に応じ次の表に掲げる額に、算出率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。

職種 経験年数	第1種	第2種	第3種
1	177,000円	163,100円	152,800円
2	182,200円	165,900円	154,900円
3	185,500円	168,900円	157,600円
4	188,700円	171,700円	160,100円

備考 新たに採用された年度の翌年度に引き続いて採用される場合の経験年数は、新たに採用された年度の4月1日から10月1日までに採用された者について、「1」を適用する。

- 3 第1号職員の日額により定める報酬の額は、次項の規定による時間額に1日の通常の勤務時間数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 第1号職員の時間額により定める報酬の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定める額に、1953分の14.55を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 第1種 171,700円
- (2) 第2種 160,100円
- (3) 第3種 150,600円
- (4) 労務職 146,100円

(第1号職員の期末手当に係る在職期間)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の任命権者が定める期間は、第2条第2項に規定する場合における当該職に係る在職期間とする。

(第1号職員の通勤に要する費用弁償)

第4条 第1号職員の通勤に要する費用弁償は、任期が1月以上の者に対し支給するものとし、その支給及び額については、第2号職員（条例第2条に規定する第2号職員をいう。以下同じ。）の通勤手当の例による。ただし、これによりがたい場合は別途定める。

(第1号職員の職務のための旅行に要する費用弁償)

第5条 第1号職員の職務のための旅行に要する費用弁償は、旅費（移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。）の例により支給するものとし、その額は、行政職給料表（条例第3条第2項に規定する行政職給料表をいう。以下同じ。）の1級の職務にある者に支給する旅費の例により算出した額とする。

(給料の額)

第6条 新たに採用される第2号職員の給料の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1種 171,700円
- (2) 第2種 160,100円
- (3) 第3種 150,600円

- 2 新たに採用された年度の翌年度以降、人事評価（当該職に係るものに限る。）に基づき引き続き採用される場合における第2号職員の給料の額は、経験年数に応じ次の表に掲げる額とすることができる。

職種 経験年数	第1種	第2種	第3種
1	177,000 円	163,100 円	152,800 円
2	182,200 円	165,900 円	154,900 円
3	185,500 円	168,900 円	157,600 円
4	188,700 円	171,700 円	160,100 円

備考 新たに採用された年度の翌年度に引き続いて採用される場合の経験年数は、新たに採用された年度の4月1日から10月1日までに採用された者について、「1」を適用する。

（規則第13条第2項の規定による運賃等相当額等）

第7条 規則第13条第2項に規定する運賃等相当額に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる普通交通機関等（通勤手当の支給に関する規則（昭和33年栃木県人事委員会規則第7号）第6条に規定する普通交通機関等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が1箇月である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等による1箇月当たりの通勤所要回数分（1箇月当たりの通勤所要回数が21回を超える第2号職員にあっては、21回分）の運賃又は料金の額

- 2 規則第13条第2項の規定に規定する自動車等に係る通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員が支給される額（以下「職員支給額」という。）を21で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、1箇月当たりの通勤所要回数分を乗じて得た額（その額が職員支給額を超えるときは、職員支給額）とする。

（第2号職員の期末手当に係る在職期間）

第8条 規則第19条の任命権者が定める期間は、第7条第2項に規定する場合における当該職に係る在職期間とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第9条 第1号職員の規則第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲

げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定による報酬が支給される第1号職員 第2条第1項各号又は同条第2項の表に掲げる額及びこれらの額に対する地域手当に相当する額の合計額を162.75で除して得た額
 - (2) 条例第3条第3項の規定による報酬が支給される第1号職員 第2条第4項の規定による額
 - (3) 条例第3条第4項の規定による報酬が支給される第1号職員（月額により報酬が定められる者に限る。） 同項の規定による額を算出率で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）及びその額に対する地域手当に相当する額の合計額を162.75で除して得た額
 - (4) 条例第3条第4項の規定による報酬が支給される第1号職員（日額により報酬が定められる者に限る。） 同項の規定による額を1日の通常の勤務時間で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (5) 条例第3条第4項の規定による報酬が支給される第1号職員（前2号に掲げる職員を除く。） 同項の規定による額
- 2 第2号職員の規則第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額及びこれらの額に対する地域手当に相当する額の合計額を162.75で除して得た額とする。
- (1) 条例第6条第1項の規定による給料が支給される第2号職員 第7条第1項各号又は同条第2項の表に掲げる額
 - (2) 条例第6条第2項の規定による給料が支給される第2号職員 同項の規定による額

（第2号職員の旅費）

第10条 第2号職員に対する旅費（移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。）は、行政職給料表の1級の職務にある者とみなして支給する。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1号職員の時間額により定める報酬の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定める額に、<u>1953分の14.55</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2(2020)年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3(2021)年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1号職員の時間額により定める報酬の額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定める額に、<u>1953分の14.6</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2(2020)年4月1日から適用する。</p>

総第 752 号
令和 3 (2021) 年 11 月 30 日

各市町教育委員会教育長
各課室所館長
各県立学校長

} 様

教 育 長

「通勤手当支給額の決定について」の一部改正について（通知）

「通勤手当支給額の決定について」（昭和 42 年 3 月 24 日付け総第 63 号教育長通知）について、別紙のとおり改正したので通知します。

総務課企画調整担当
電話 028(623)3349

通勤手当支給額の決定について（昭和42年3月24日付け総第63号教育長通知）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	640 円
8	10	2,030
10	12	510
12	14	1,890
14	16	380
16	18	1,760
18	20	3,140
20	22	1,630
22	24	3,010
24	26	1,500
26	28	2,880
28	30	4,260
30	32	2,750
32	34	4,130
34	36	2,610
36	38	4,000
38	40	5,380
40	42	3,960
42	44	5,350
44	46	4,930
46	48	6,320
48	50	7,700
50	52	7,280
52	54	8,670
54	56	8,250
56	58	9,630
58	60	11,020
60	62	10,600
62	64	11,980
64	66	13,370
66	68	14,750
68	70	16,140
70	72	17,520
72	74	18,900
74	76	20,290
76	78	21,670
78	80	23,050
80		24,440

附 則

改正後の規定は、令和4年1月1日から適用する。

四輪の自動車通勤者の通勤手当支給額

(単位:円)

片道の 通勤距離(km)	現行の支給月額	改正後の支給月額
		令和4年1月1日施行
2~4	2,000	2,000
4~6	4,200	4,200
6~8	4,550	4,840
8~10	5,850	6,230
10~12	7,150	7,610
12~14	8,450	8,990
14~16	10,000	10,380
16~18	11,050	11,760
18~20	12,350	13,140
20~22	13,650	14,530
22~24	14,950	15,910
24~26	16,250	17,300
26~28	17,550	18,680
28~30	18,840	20,060
30~32	20,140	21,450
32~34	21,440	22,830
34~36	22,740	24,210
36~38	24,040	25,600
38~40	25,340	26,980
40~42	26,640	28,360
42~44	27,940	29,750
44~46	29,240	31,130
46~48	30,540	32,520
48~50	31,840	33,900
50~52	33,140	35,280
52~54	34,440	36,670
54~56	35,740	38,050
56~58	37,040	39,430
58~60	38,340	40,820
60~62	39,640	42,200
62~64	40,940	43,580
64~66	42,240	44,970
66~68	43,540	46,350
68~70	44,840	47,740
70~72	46,140	49,120
72~74	47,440	50,500
74~76	48,740	51,890
76~78	50,040	53,270
78~80	51,330	54,650
80~	52,640	56,040

※網掛けは改定箇所